第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第９０６２号
東京都新宿区北新宿１丁目１番15号
破産者　ヒットメーカー株式会社
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４０５号
東京都港区南青山２丁目５番17号
破産者　株式会社ジン
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４０７号
東京都港区南青山２丁目５番17号
破産者　株式会社ブランク
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５１８号
茨城県土浦市木田余東台４丁目３番９号
破産者　株式会社ＡＲＯＭＡ　ＬＯＨＡＳ
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０５２０号
茨城県土浦市木田余東台４丁目３－９
破産者　井坂みち子
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４号
長野市川中島町御厨984番地３
破産者　マル井ホームファッション株式会社
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６５９号
大阪市福島区福島２丁目10―19　メガロコープ福島914号
破産者　株式会社泉南設備商会
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６６９号
三重県志摩市阿児町国府3673番地４
破産者　有限会社ビンテージ
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６７１号
最後の住所大阪府枚方市渚南町18番29号
破産者　被相続人亡西森特許事務所こと　西森正博相続財産
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１６０号
大阪府箕面市桜井１丁目27番32号
破産者　有限会社イフグリーン
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２６４号
大阪府箕面市小野原東５丁目21番27号
破産者　有限会社山崎電気設備
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３３８号
大阪市此花区春日出中１丁目７番16号
破産者　株式会社持田鋼業
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３４６号
大阪市鶴見区鶴見３丁目12番10―2401号
破産者　有限会社林事務所
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３５６号
大阪市住之江区御崎８丁目９番31号
破産者　有限会社みどり設備
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８号
岡山県津山市山北705番地
破産者　中尾製紙株式会社
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第９７号
愛媛県新居浜市松の木町９番64号、前住所愛媛県伊予郡松前町大字中川原322番地５
破産者　本田　和男
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１１５号
愛媛県四国中央市中之庄町1706番地
破産者　三島管財株式会社（旧商号伸和自動車工業株式会社）
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１３０号
愛媛県西条市朔日市796番地４
破産者　株式会社ＷＩＮ
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿屋市田崎町2185番地１
破産者　株式会社Ｖ．Ｉ．Ｔ．ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第９２６８号
東京都新宿区高田馬場３丁目16―20―301
破産者　渡邉　　豊
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３６号
東京都三鷹市井の頭５丁目８番28号井の頭グリーンハイツ205
破産者　佐藤　寛子
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７９６号
東京都八王子市下恩方町350番地
破産者　株式会社東京造形
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部